

選挙規程改正案新旧対照表

(旧)	(新)
<p>第2条 本規程の第2条、第3条及び第4条に規定する選挙の管理運営は、選挙管理委員会を設置して行う。</p>	<p>第2条 本規程の第2条、第3条、第4条、<u>第5条及び第6条</u>に規定する選挙の管理運営は、選挙管理委員会を設置して行う。</p>
<p>第6条 監事は、社員総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監事の選挙は、第4条の理事の選挙と同時に行う。</p>	<p>第6条 監事は、社員総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監事の選挙は、<u>原則</u>、第4条の理事の選挙と同時に行う。<u>ただし、監事の任期終了年度が理事と異なる場合は任期終了前に単独で行う。</u></p> <p>3. <u>選挙管理委員会は本法人監事選挙(以下「監事選挙」という。)の立候補・候補者推薦募集を受付終了日の4週間以上前に告知する。立候補者受付終了後4週間以内に投票を行うことを告知する。</u></p> <p>4. <u>選挙管理委員会は、監事選挙に先立つ直近の学術評議員選挙の当選者から監事候補者の推薦を受けることができる。推薦できる候補者は有権者1名につき1名とする。</u></p> <p>5. <u>第3項及び第4項による監事立候補者・被推薦候補者は、監事選挙に先立つ直近の学術評議員選挙の当選者とする。ただし、監事選挙を理事選挙と同時に行わない場合には、現理事を除く。</u></p> <p>6. <u>監事立候補者及び候補推薦者は、所定の書式に経歴等を記入して選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会は、これを監事選挙に先立つ直近の学術評議員選挙の当選者に告知する。</u></p> <p>7. 選挙管理委員が監事候補者となった場合は、その時点で選挙管理委員を辞任し、理事会は、新たな選挙管理委員を選び補充する。</p>
<p>3. 監事立候補者は、所定の書式に経歴を記入して選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会は、これを学術評議員に告知する。</p> <p>4. 選挙管理委員が監事候補者となった場合は、その時点で選挙管理委員を辞任し、理事会は、新たな選挙管理委員を選び補充する。</p>	<p>6. 監事立候補者及び候補推薦者は、所定の書式に経歴等を記入して選挙管理委員会に提出する。選挙管理委員会は、これを監事選挙に先立つ直近の学術評議員選挙の当選者に告知する。</p> <p>7. 選挙管理委員が監事候補者となった場合は、その時点で選挙管理委員を辞任し、理事会は、新たな選挙管理委員を選び補充する。</p>

<p>5. 監事選挙に先立つ<u>学術評議員選挙</u>の当選者は、監事候補者のうち1名を無記名で投票する。</p> <p>6. 得票数の上位2名を監事とする。</p> <p>7. 第5項の投票において、得票数が同数であった場合、年長者を上位とする。</p> <p>8. 生年月日が同一の場合は、くじにより選任者を決定する。</p> <p>9. 第6項、第7項及び第8項によって順位をつけた2名のうち、獲得票数が有効投票数の過半数に満たない者については、順位をつけて監事候補者とし、社員総会に諮った上で社員総会において監事を選出する。</p> <p>10. 当選者は、原則として監事を辞退することはできない。</p>	<p>8. 監事選挙に先立つ<u>直近の学術評議員選挙</u>の当選者は、監事候補者のうち1名を無記名で投票する。</p> <p>9. 得票数の上位2名を監事とする。</p> <p>10. 第8項の投票において、得票数が同数であった場合、年長者を上位とする。</p> <p>11. 生年月日が同一の場合は、くじにより<u>上位者</u>を決定する。</p> <p>12. <u>第10項及び第11項によって上位2位内の順位となった者については、監事候補者として社員総会に諮った上で社員総会において監事を選出する。</u></p> <p>13. 当選者は、原則として監事<u>就任</u>を辞退することはできない。</p> <p>14. <u>監事に欠員が生じたときは、監事選挙において次点であった者を補欠監事候補者として社員総会に諮った上で監事として選出する。その任期は前任の監事の任期終了までとする。ただし、監事全員を欠いた場合は本条により選挙を行って選出する。その場合の任期は定款 27 条 2 項に定めるものを適用する。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(平成 28 年 10 月 25 日改定)</u></p>
--	---

参考

定款 第27条

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。